

(HP掲載)

資源エネルギー庁
「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成25年12月20日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価準備書」について、資源エネルギー庁に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県沖約18km
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 14,000kW(7,000kW×2基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成25年 9月 6日
住民等意見の概要受理	平成25年10月25日
福島県知事意見受理	平成25年12月 3日
環境大臣意見受理	平成25年12月 5日

問合せ先: 電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

資源エネルギー庁「浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第31条第1項の規定に基づく事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう十分に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音について

- ① 工事の実施に係る水中騒音の事後調査は、騒音が最も大きくなると想定される工事工程において調査を実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。
- ② 浮体式洋上風力発電設備からの水中騒音により魚類等へ及ぼす影響について、適切な頻度及び地点において事後調査を行うことにより明らかにするとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 動物について

- ① 対象事業実施区域及びその周囲の海域には鳥類が多く飛来していることが確認されており、さらに本事業の魚礁効果により魚類が誘引され、それらに誘引される鳥類が想定されるため、鳥類に対する影響を可能な限り回避、低減する観点から、鳥類を忌避させるような環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家の指導・助言を踏まえ、適切に選定すること。

- ②浮体式洋上風力発電設備への鳥類の進入状況の確認と、衝突の有無の監視を高い頻度で適切な期間実施し、その原因分析や関係機関との情報共有を行い、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて、調査期間を延長して実施すること。また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家の指導・助言を踏まえ、適切に選定すること。特に、今後のバードストライクの回避措置の検討に有効であると考えられる、船舶を用いた目視調査及びレーザー距離計を用いた調査等を実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。